



の不足」等、様々な問題が挙げられている。

このような現況から本協議会では次の2項目を中心としてその充実を図るものとする。

(1)団体、又は、企業共同による認定職業訓練校の拡充

「入校者の確保」、「運営費用の軽減」等を図るため、団体や企業が共同して認定職業訓練校を運営し、その拡充を図る。

なお、共同運営の主な形態としては次の3形態が挙げられる。

- 運営団体の会員が事業主であるもの
- 運営団体の会員が業界団体であるもの
- 運営団体の会員が総合工事業者とその協力会社であるもの

(2)既存の公共、認定職業訓練校の活用

既存の教育・訓練施設に関する情報を収集、整理し、それらを積極的に活用する。

これらについて中心となって推進するのは、専門工事業者やその団体であるが、総合工事業者、及びその団体においても相応の役割を分担するものとし、それぞれ次のとおりとする。

総合工事業者の役割	専門工事業者の役割
(1)認定職業訓練校等に関する情報提供 多業種にわたる専門工事業者との営業関係等をもとにした、豊富な情報の提供	(1)認定職業訓練校の運営ノウハウの習得 (2)企業間、団体間の共同運営の模索 (3)既存の公共、認定職業訓練校に関する情報収集
(2)団体としての運営参加の検討 団体が共同で訓練校の運営を行う場合、運営主体への団体としての参加について積極的に検討する	(4)施設の確保 新規取得に限らず、公共施設等の利用を含めて、その確保に努める
(3)施設の貸与等 自社、又は、団体施設(土地、建物等)の訓練校に対する貸与等、便宜を図る	(5)講師、教材の充実 技術、技能の進歩に応じた講師、教材の確保に努める
(4)講師、教材に関する支援 専門分野(技術)における講師、教材の支援	(6)入校者の確保 計画的、積極的な採用活動等により入校者の確保に努める
(5)入校者の確保に対する支援	